

カラオケリース業者の責任

堀 江 亜以子*

目 次

1. カラオケ利用による演奏権侵害行為の主体——「カラオケ理論」とその生成	1
(1) カラオケ理論誕生の契機——著作権法附則 14 条	1
(2) カラオケ・スナックに関する判決例	3
(3) カラオケ・ボックスに関する判決例	4
(4) 平成 11 年改正における附則 14 条削除と演奏権の侵害主体	4
2. カラオケ機器リース業者の責任追求可能性	5
(1) リース業者の注意義務の内容と根拠	6
(2) リース業者の責任の内容	10
3. リース業全体への波及可能性	25

1. カラオケ利用による演奏権侵害行為の主体——「カラオケ理論」とその生成

(1) カラオケ理論誕生の契機——著作権法附則 14 条

著作権法上、演奏権とは著作物を公衆に直接聞かせる目的で演奏する権利をいう（著 22 条）が、生で演奏する場合のみならず、録音物の再生も含まれ

* 福岡大学法学部講師

る（著2条7項）。カラオケ装置を用いて音楽著作物が再生され、それに伴って歌唱された場合、著作権の対象となる演奏行為としては、伴奏音楽の演奏と歌唱による演奏の二つが同時に行われたことになる。この二つの行為が、いずれも個人的・家庭的に行われている場合には「公に」利用されたとはいえないため、著作権法22条の適用は否定されることになるが、実際にカラオケ装置が音楽著作物の演奏に利用されるのは飲食店等の店舗におけるものがほとんどであるから、そのような利用行為については著作権法の及ぶところとなる。

しかしながら、歴史的には店舗におけるカラオケ装置の利用につき、著作権法を及ぼさせることが困難な状況が長らく続いていた。昭和45年に現行著作権法が制定された際、附則14条において「適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送または有線送信に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行われるものを除き、当分の間、旧法第30条第1項第8号及び第2項並びに同項に係る旧法第39条の規定は、なおその効力を有する。」と規定されたため、放送・有線放送及び著作権法施行令附則3条が規定する、①喫茶店その他客に飲食をさせる営業で、客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨を広告し、または客に音楽を鑑賞させる特別の設備を設けているもの、②キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他フロアにおいて客にダンスをさせる営業、③音楽を伴って行われる演劇、演芸、舞踊その他の芸能を観客に見せる事業を除き、出所の明示を要件として、適法録音物による音楽著作物を再生して演奏する行為は演奏権侵害にあたらないとされた。

しかし、昭和50年代に入り、カラオケの普及とともにカラオケ・スナックなど営利目的でカラオケ装置を利用する店舗が急増したため、カラオケ装置によって利用される楽曲の大半について著作権を有している日本音楽著作権協会（以下、JASRAC）は、無断でカラオケを利用する店舗に対して差止め及び損害賠償を請求するようになった。

（２）カラオケ・スナックに関する判決例

当初、店舗におけるカラオケ装置の利用形態は、大部分がカラオケ・スナックであったため、スナックにおける再生行為自体を著作権侵害行為であるとするためには、カラオケ・スナックの営業が令附則３条１号に該当すると判断する必要があるとされていた。しかし、最判昭和 63 年 3 月 15 日（以下、「クラブ・キャッツアイ事件」という）⁽¹⁾において、最高裁は、令附則 3 条 1 号の適用は否定したものの、カラオケ・スナックの営業を「カラオケ装置と、X が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もって店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益をあげることを意図してい」るものとして、「客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること（著作権法 22 条参照）は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、Y らと無関係に歌唱しているわけではなく、Y らの従業員による歌唱の勧誘、Y らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、Y らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、Y らの管理のもとに歌唱しているものと解され」るとして、①演奏行為に対する経営者の管理・支配性②営利性に基づき、歌唱による演奏につき演奏権侵害を肯定するという構成を採用した。このように演奏行為が店の管理の下に行われていることに基づき、現実に歌唱している客らではなく、管理している店舗経営者を演奏行為の主体と解する独特の理論は、「カラオケ理論」として、その後も援用されることとなった。

（３）カラオケ・ボックスに関する判決例

1980年代後半になると、従来のスナックなどの形態における利用行為に加えて、客が個室で自らカラオケ機器を操作して歌唱するカラオケ・ボックス営業における利用が普及した。カラオケ・ボックスにおける再生行為については、再生するか否かも含めて操作が客に任されており、客の歌唱による演奏行為に対する店舗側の管理・支配の度合いが低下した。しかしながら、裁判所は、東地判（平9(ワ)19839）平成10年8月27日⁽²⁾において、「本件店舗の経営者であるYらは各部屋にカラオケ装置を設置して顧客が容易にカラオケ装置を操作できるようにした上で顧客を各部屋に案内し、顧客から求められればYらの従業員がカラオケ装置を操作して操作方法を教示しているものであり、顧客はYらが用意した曲目の範囲内で選曲するほかないことに照らせば、Yらは、顧客の選曲に従って自ら直接カラオケ装置を操作する代わりに顧客に操作させているということができから、各部屋においてカラオケ装置によって前記のとおり管理著作物の演奏ないしその複製物を含む映画著作物の上映を行っている主体は、Yらであるというべきであり、「Yらは、顧客に歌唱させることによって直接的に営業上の利益を得ていることは明らかである」と認めてカラオケ・ボックス営業においても店舗側を演奏行為の主体と判断した。すなわち、現実に演奏行為を行っているか否かに関係なく、演奏行為に対して①管理・支配性②営利性が認められる場合に「カラオケ理論」が援用されることが明らかにされたのである⁽³⁾。

（４）平成11年改正における附則14条削除と演奏権の侵害主体

その後、前述のようにいわゆるカラオケ理論の誕生・発展の契機となった附則14条は平成11年の改正法（平成11年法律第77号）によって削除された。これに伴い、全ての音楽著作物の演奏行為に対して、演奏権が及ぶこととなっ

た。当然、スナック等のように来店した不特定多数の客の大半が鑑賞しうる状態において、店側がカラオケ装置を操作して、著作権者の許諾なしに音楽著作物を再生する行為は、何ら擬制的な構成を採用することなく演奏権侵害を構成しうるところとなった。他方、客の歌唱による演奏行為についても、平成11年改正後の事件に関する判決例において、客の歌唱による演奏行為につき演奏権侵害であると判断されている⁽⁴⁾。

2. カラオケ機器リース業者の責任追求可能性

「カラオケ理論」に基づき、演奏行為に管理・支配性及び営利性を有するカラオケ店経営者を演奏権侵害主体とする判決例が蓄積されていく一方、そのようなカラオケ機器をリースする業者に対しても著作権侵害行為につき責任追及する事例が現れ始めた。大地判（昭63(ワ)6200）平成6年3月17日（以下、「魅留来事件第一審判決」とする）⁽⁵⁾は、カラオケ機器利用店舗による著作権使用許諾契約の締結について、カラオケ・リース業者が注意義務を負っているものとして著作権者に対する損害賠償責任を認めた最初の判決である。その控訴審である大高判（平6(ネ)841）平成9年2月27日（以下、「魅留来事件控訴審判決」という）⁽⁶⁾はその内容をさらに一般化する内容であった。他方、水戸地判（平9(ワ)106）平成11年4月14日（以下、「ビデオメイツ事件第一審判決」という）⁽⁷⁾およびその控訴審判決もカラオケ・リース業者の注意義務を認めたものであったが、その範囲については魅留来事件とは異なるものであった。平成13年3月2日、最高裁はカラオケ・リース業者の注意義務の内容とその根拠に関する判断を下した⁽⁸⁾。その後、大地判（平14(ワ)9435）平成15年2月13日（以下、「ヒットワン事件」という）⁽⁹⁾においてカラオケ・リース業者に対する差止請求が認められるか否かが争われた⁽¹⁰⁾。

以下では、カラオケ・リース業者の責任について、注意義務の内容、注意

(5)

義務の根拠、リース業者の負う責任とその根拠条文について、判例および学説の述べるところを整理し、検討したいと思う。

(1) リース業者の注意義務の内容と根拠

最二小判(平12(受)222)平成13年3月2日(以下、「ビデオメイツ事件最高裁判決」という)⁽¹¹⁾は、「カラオケ装置のリース業者は、カラオケ装置のリース契約を締結した場合において、当該装置が専ら音楽著作物を上映し又は演奏して公衆に直接見せ又は聞かせるために使用されるものであるときは、リース契約の相手方に対し、当該音楽著作物の著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、上記相手方が当該著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負うものと解するのが相当である」と述べ、(1)リース契約締結時の告知義務(2)装置引渡時における確認義務を負うものとした。(2)の確認義務を負う結果、著作物使用許諾契約の締結・申込がない場合には、リース対象機器を引き渡さなくても債務不履行責任を負わないものと考えられる。

原審である東高判(平11(ネ)2788)平成11年11月29日(以下、「ビデオメイツ事件控訴審判決」という)⁽¹²⁾では、注意義務の内容につき、「リース契約それ自体が、直接著作権侵害となるものではなく、また、リース契約の相手方である社交飲食店の経営者は、リース業者とは別個の独立した権利義務の主体であり、かつ、その者が、著作物使用許諾契約をXとの間で締結すべき法的義務の存在を了知したとすれば、Xとの間で該契約を締結することに格別の妨げがあるものとは認められないから、リース業者としては、リース契約締結時に、リース契約の相手方である社交飲食店の経営者に対し、口頭又は書面により、該著作物使用許諾契約を締結すべき法的義務のある旨を指導すれば、通常の場合、右配慮義務を果たしたものである」というべきであるが、リースの相手方

がXとの間で著作物使用許諾契約を締結しない可能性が相当程度予見できるような場合とか、契約締結後もリースの相手方が未だ右許諾契約を締結していない可能性を疑わせるような特段の事情がある場合には、右のような指導をすれば足りるというものではなく、その相手方がXとの間で著作物使用許諾契約を締結するのを確認するまではカラオケ装置を引き渡さないようにするとか、引渡後であればそれを引き揚げるなどXの著作権侵害を生じさせないような措置を講じなければならないというべきである」として、リース業者とカラオケ機器利用店舗とが別個独立の権利義務主体であることに基づき、一般的にはリース契約締結時における指導義務にとどまり、予見可能性が高い場合およびリース契約締結後であっても特段の事情がある場合に限り、カラオケ機器の引渡拒絶義務（引き揚げ義務）を負うものとしていた。

すなわち、最高裁判決は、リース業者に対し、引渡時の注意義務のみに言及するものとなつてはいるものの、その分、引渡時の注意義務の内容自体は原審判断において求めていたものよりも遙かに重いものとなり、また侵害の予見可能性も、リース契約の相手方個々の事情から、機器の性質一般へと転換されているといえることができる。魅留来事件控訴審判決が、「(Xが管理する音楽著作物の上映権及び演奏権を侵害する) おそれの極めて高い本件装置をリースするYとしては、(1) 本件装置につきユーザーとリース契約を締結（契約の更改を含む。）する際、ユーザーが本件装置をXの許諾を得ないままカラオケ伴奏による客の歌唱に使用する事態をも予測した上、右のような態様で使用すればXが管理する音楽著作物の上映権及び演奏権を侵害することになるので、本件装置を右目的のために使用するにはXとの間に著作物使用許諾契約を締結することが必要であることを伝え、これを周知徹底させて契約を締結したり、(2) 契約締結後も随時右使用許諾契約締結の有無を調査確認した上、未だ許諾契約締結に至っていない場合には、速やかにXとの間の許諾契約の締結に努めるよう促すべき注意義務があり、(3) さらに、ユーザー

がどうしてもこれに応じない場合には、リース契約の解消をも検討し本件装置の引き揚げに努めるべき注意義務があるというべきである」として、機器の性質に基いて、リース契約締結時における注意義務・周知徹底義務にとどまらず、契約締結後の随時調査確認義務についても明言していた⁽¹³⁾ ことに比較すると、ビデオメイツ事件最高裁判決は、引渡時にのみ注意義務を負わせたものであると解することも可能であるが、引渡後、許諾契約を更新しないなどの事情により、無許諾状態に陥っていることを知った場合には、契約締結の告知及び契約を締結しない場合の機器引き揚げ義務を負うと考えるのが自然であろう⁽¹⁴⁾。

そして、直接の権利侵害者ではないリース業者が、カラオケ店舗の著作物使用許諾契約締結について注意義務を負う根拠として、最高裁は「(1) カラオケ装置により上映又は演奏される音楽著作物の大部分が著作権の対象であることに鑑みれば、カラオケ装置は、当該音楽著作物の著作権者の許諾がない限り一般的にカラオケ装置利用店の経営者による…著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置といえることができること、(2) 著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為であること(著作権法119条以下)、(3) カラオケ装置のリース業者は、このように著作権侵害の蓋然性の高いカラオケ装置を賃貸に供することによって営業上の利益を得ているものであること、(4) 一般にカラオケ装置利用店の経営者が著作物使用許諾契約を締結する率が必ずしも高くはないことは公知の事実であって、カラオケ装置のリース業者としては、リース契約の相手方が著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことが確認できない限り、著作権侵害が行われる蓋然性を予見すべきものであること、(5) カラオケ装置のリース業者は、著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたか否かを容易に確認することができ、これによって著作権侵害回避のための措置を講ずることが可能であること」を挙げた。すなわち①機器の性質による権利侵害の蓋然性の高さ、②違法性の重大さ、③リース業者の営利性、④利用

行為（利用主体）に関する一般的な侵害発生の予見可能性、⑤リース業者による結果回避可能性に基づき、リース業者は注意義務を負うべきであるとされた。

注意義務の根拠についても、原審および第一審判決は、リース契約の相手方が附則 14 条の例外に該当しない可能性が一般的に高い店舗であるという利用主体の一般的性質に重きを置いて、カラオケ装置の使用による著作権侵害が発生する危険性を知悉しているリース業者が、リースの対象となっているカラオケ装置が著作権侵害の道具として使用されないよう配慮すべき一般的な注意義務を負っているものとし、また、魅留来事件控訴審判決は、注意義務の根拠として①権利侵害の蓋然性、②リース業務の反復継続性、③個別的侵害発生の予見可能性を挙げていたにすぎない。魅留来事件控訴審判決のいう反復継続性の中に、魅留来事件第一審判決において指摘された危険の支配・管理性と、ビデオメイツ事件最高裁判決が挙げる営利性が含まれるか否かは明らかでないが、最高裁判決は新たな根拠を付け加えたと言える。

学説上も、リース契約締結時の告知義務について異論はない。しかし、引渡時の確認義務については、著作権側がカラオケ装置の製造・頒布許諾をする時点で、その後ユーザーの利用による演奏行為が生じることは明らかなのであるから、製造・頒布許諾によって引き受けていると考えられる権利者側のリスク負担、並びに、リース契約中の条項により、カラオケ店経営者が引き受けたと考えられるカラオケ装置の適法使用責任負担の双方を、引渡時の確認義務によってリース業者に転嫁することになるのは、私的自治を媒介とする関係当事者間の責任配分を無視する結果となること、また、不法行為法上のリース業者の確認義務と、リース契約上のカラオケ装置の引渡義務との関係が明らかでないことから、リース業者に一般的抽象的な予見義務ないしは著作権侵害の予防義務を課することになる最高裁判決に反対する説もあ

る⁽¹⁵⁾。

しかし、現状をみる限りにおいて、ことカラオケに関しては、侵害の対象がとくに音楽著作物であること、およびカラオケ・リース業者の大半がとくにカラオケ装置のリースに特化した業者であることを鑑みて、現行の著作権等管理事業法下においては、カラオケ装置利用店舗よりもリース業者の方が、容易に、誰に対して許諾を求めるべきかを把握できるのであり、また、契約書の提示等の方法によって使用許諾契約の有無を調査することは容易であるから、リース業者に確認義務を負わせるのが必ずしも過重なものとはいえない。ただし、まずは経営者に対する著作物使用許諾契約締結の催促、あるいは著作権者への通告などの方法によって著作権侵害を回避するのが先決であり、それでも許諾を得ようとしないうちに、リース契約を解除し、カラオケ装置を引き揚げるのが妥当であろう⁽¹⁶⁾。

とはいえ、①の機器の性質、言い換えるならば「専用性」が失われた場合には、この基準をもって責任を負わせることが困難である。しかも、機器の有する機能を客観的に観察した上での「専用性」を基準にするのであれば、すぐにも回避が可能であるし、実際、既に音楽の再生（もしくは楽曲に合わせた画像の上映）以外の機能を有するカラオケ機器が存在している。もし、このような「カラオケ」としての機能以外の部分が増大していけば、JASRACの管理著作物が利用される頻度が減少するということも考えられる。「専用性」判断の基準を、機器の客観的性能ではなく、事実としての利用率で判断するのであれば、利用率そのものについて容易に調べうる立場にあるのは、機器をリースしているにすぎないリース業者よりも、カラオケ機器を製造し、店舗に楽曲その他の情報を直接送信し、さらにリクエスト回数の総計などを取っている製造業者の方であろう。そうなると、リース業者に責任を負わせる根拠は、利用店舗を直接把握しているという点だけに集約されかねず、果たしてそれを責任としうるのかは疑問である。

また、④の侵害発生の予見可能性については、個別具体的な予見可能性ではなく、さらに原審のような利用主体の性質に関する予見可能性とも異なり、カラオケ装置利用店一般における使用許諾契約締結率を根拠にするのは妥当とは言い難い⁽¹⁷⁾。この事例において締結率が60%にすぎなかったとはいえ、従前に比べて締結率が上がっているともいえるのであり、今後さらに締結率が上がった場合には注意義務の根拠となり得なくなる可能性がある点で、問題がある⁽¹⁸⁾。

（2）リース業者の責任の内容

前述したように、現在、カラオケ・リース業者は、カラオケ利用店舗による著作物使用許諾契約締結について注意義務を負うとされているのであるが、実際このような注意義務に反した場合、著作権者はリース業者に対しいかなる責任を追求しうることになるのか。またその法的根拠は何か。具体的には、損害賠償請求権については民法719条（共同不法行為責任）の適用、差止請求権については著作権法112条1項の適用の可否の問題であり、特に著作権法112条1項を間接責任についても適用しうるのか否か、適用しうるとしたらその範囲はどこまでか、という点を明らかにする必要がある。

（a）損害賠償責任

カラオケ・リース業者に対する損害賠償請求権について、従来の判決例はいずれも、民法719条2項の幫助者と位置付けるものであり、これにより著作権者と連帯して損害賠償責任を負わせることに関しては学説上も異論がない⁽¹⁹⁾。ビデオメイツ事件最高裁判決は、「(条理上の注意義務違反)によりAらの著作権侵害が行なわれたものであるから、被上告人の上記注意義務の懈怠とAらの著作権侵害による上告人の損害との間には相当因果関係があるものといわざるを得ない」と述べるのみであって、特に条文については言及し

ていないが、控訴審判決から推定すれば幫助(民719条2項)を認めたものと推定される。

もっとも、実際の判決例は存在しないものの、学説上は、2項の幫助責任ではなく、1項の共同不法行為責任を追究しうる可能性に言及するものもある。例えば、「クラブ・キャッツアイ」事件が附則14条廃止前の判決であることを鑑みて、客の演奏を店の演奏にまで広げ、さらにリース業者の演奏にまで広げることは侵害主体の『広げ過ぎ』であるが、平成11年の附則14条廃止後は、店自体を『利用』主体として、録音物の再生に演奏権が及ぶのであるから、直接には店が演奏する場合に、リース業者にまで侵害主体を広げるとしても、『広げ過ぎる』ということにはならないであろうという指摘がある⁽²⁰⁾。確かに、附則14条廃止後について楽曲の再生による演奏権侵害(及び上映権侵害)はカラオケ利用店舗経営者の直接侵害行為と考えられるが、それでも客の歌唱による演奏行為については間接侵害行為であって、これについてリース業者の幫助による著作権侵害を認めるとすれば、間接侵害行為についてさらに間接侵害責任を認めたことになる。従業員が客に歌って聞かせる可能性のあるカラオケスナック等とはもかくとして、そのような可能性がほとんど考えられないカラオケボックスについては、やはり『広げ過ぎ』になるのではないだろうか。もし『広げ過ぎ』にならないとしたら、間接侵害の連鎖はどの範囲まで認められるのだろうか。リース業者の責任要件としては侵害行為の予見可能性があるが、ビデオメイツ事件控訴審判決までの具体的な注意義務であればともかくとして、ビデオメイツ事件最高裁判決における注意義務に照らせば、カラオケ機器製造業者についても責任を及ぼしうる可能性がある。これを前述の注意義務に照らせば、あくまでも現状において、結果回避可能性の程度がリース業者に比べて低下することにしか根拠を求められないように思われる。

また、カラオケ機器の利用による著作権侵害の蓋然性につきリース業者が

認識している場合であって、装置の引渡拒絶等の結果回避義務を負うにもかかわらずリース業者が漫然とカラオケ装置の引渡をなし、その結果、リース先でのカラオケ店において侵害が生じた場合の共同不法行為責任は民法719条1項の責任であるのか、直接侵害に対する幫助として民法719条2項に該当するものと捉えるかは、さほど重要ではないという指摘もなされている⁽²¹⁾。とくに魅留来事件においては、リース業者が著作物使用許諾契約の締結を妨げる悪質な宣伝行為を広く行い、カラオケ店での著作権侵害行為を助長し、それに乗じることがあったところを見ると、それだけでも積極的に侵害を認容した上での共同不法行為として捉えることも可能であったといえる⁽²²⁾。しかし、魅留来事件におけるパーセンテージ・リースのようなリース業者優位の契約は、その後のカラオケ装置の発展、リース業者間での競争激化により姿を消し、設置者優位の契約へ転換しているとの指摘があり⁽²³⁾、実際ビデオメイツ事件におけるリース契約は月極であって、カラオケ利用店舗が無許諾使用行為によってどれだけ利益を得たとしても変動するものではないから、民法719条1項を適用するのは難しいであろう。

ただ、損害賠償額の算定基準となるJASRACの著作物使用料規程の正当性について、魅留来事件第一審判決は、大高判昭和45年4月30日⁽²⁴⁾を引用して使用料規程の拘束力の根拠および内容につき、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律に基き主務大臣（昭和43年法律第99号による改正後は文化庁長官、以下同じ）の許可を受けなければ営むことができないものである（同法第2条）ばかりでなく、主務大臣に対する業務報告書及び会計報告書の提出を義務づけられ、主務大臣は業務報告、帳簿書類の提出及び業務執行方法の変更等を必要に応じて仲介業者に命ずることができ、事務所等の臨検検査権を有し、更に事情によっては前記許可の取消や業務執行停止の措置すら採り得る（同法第6ないし第9条）のであって、仲介業者は国の強力な監督下に置かれているのである。そして、同法第3条は、著作物使用料について、仲

介業者に著作物使用料規程を定めて主務大臣の認可を受けることを義務づけ、主務大臣は、許可申請のあった規程の要領を公告して利害関係人等に意見具申の機会を与えた後、著作権制度審議会の諮問を経た上でなければ右許可を与えることができないこととしているのであって、右規定の趣旨は、これにより著作物使用料規程の内容が合理的且つ公正であることを保障するとともに、著作物の利用を簡易且つ円滑化し、以て著作物利用者を保護することにあると考えられる。そうだとすれば、かかる慎重な手続を経て許可された著作物使用料規程は、特に不当とするような事情の認められない限り、公正且つ妥当な内容を有するものと推定すべきである」として、その合理性を認めているが、このような厳格な手続を要しない現在の著作物管理事業法の下においても妥当しうるといえるかは疑問である⁽²⁵⁾。

(b)差止（使用禁止措置）

1) 著作権法112条1項における間接責任追及の可否

ビデオメイツ事件最高裁判決に至るまでのカラオケ・リース業者の責任が問われた事例は、前述の通り、いずれも損害賠償責任が問題となったものであり、民法719条の適用問題となっていたが、これに対し、大判（平14(ワ)9435）平成15年2月13日（以下、「ヒットワン事件」という）⁽²⁶⁾は、著作権法112条1項により、カラオケ・リース業者に対して使用禁止措置を認めた事例として注目を集めた。この事例においてリースされた通信カラオケ機器は、通信カラオケ業者からの楽曲データは利用のたびに受信するのではなく、最初にまとめて受信したデータを店舗内の端末に蓄積して利用のたびごとに呼び出す蓄積型と呼ばれるものであったと思われるが、リース業者とカラオケ店舗との間で通信サービス提供契約を締結してその事実を通信カラオケ業者に連絡すると、通信カラオケ業者が通信回線を開通させ、カラオケ装置を 작동可能な状態にして初めて利用が可能になるものであった。また、リース料の支

私が遅滞するなどの事態が生じた場合には、通信回線を経由して一定の信号を送信することによって、店舗に設置された装置を使用できないよう制御することができ、この措置がとられた場合には、端末機のハードディスクに既に蓄積されている楽曲データの利用も不可能になるというものであった。さらに、リース業者とカラオケ店舗との間において、リース物件の鍵は原則としてリース業者側が保管し、リース物件を開扉することができるのはリース業者であることや、リース代金を延滞した時は、システムが停止されることといった合意をしており、リース料は、毎月一定の額をもってリース料金とする定額制による方式で定められていた。この場合において、著作権者が著作権法 112 条 1 項に基づいて、間接侵害者にすぎないリース業者に、通信カラオケ装置の使用禁止措置を求めうるか否かにつき、大阪地裁は、ビデオメイツ事件最高裁判決を引用してリース業者の注意義務の根拠を提示した上で、「侵害行為の主体たる者でなく、侵害の幫助行為を現に行う者であっても、〔1〕幫助者による幫助行為の内容・性質、〔2〕現に行われている著作権侵害行為に対する幫助者の管理・支配の程度、〔3〕幫助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに、幫助者の行為が当該著作権侵害行為に密接な関わりを有し、当該幫助者が幫助行為を中止する条理上の義務があり、かつ当該幫助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該幫助行為を行う者は侵害主体に準じるものと評価できるから、同法 112 条 1 項の『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に当たるものと解するのが相当である」とし、「カラオケ理論」における①管理・支配性②営利性に加えて③幫助行為の内容・性質により、差止につき間接侵害責任が課せられると述べた。その際、「同法 112 条 1 項に規定する差止請求の制度は、著作権等が著作物を独占的に支配できる権利（著作人的人格権については人格権的に支配できる権利）であることから、この独占的支配を確保する手段として、著作権等の円満な享受が妨げられている場合、その妨

害を排除して著作物の独占的支配を維持、回復することを保障した制度であるといえるところ、物権的請求権(妨害排除請求権及び妨害予防請求権)の行使として当該具体的行為の差止めを求める相手方は、必ずしも当該侵害行為を主体的に行う者に限られるものではなく、幫助行為をする者も含まれるものと解し得ることからすると、同法 112 条 1 項に規定する差止請求についても、少なくとも侵害行為の主体に準じる立場にあると評価されるような幫助者を相手として差止めを求めることも許容されるというべきであり、また、同法 112 条 1 項の規定からも、上記のように解することに文理上特段の支障はなく、現に侵害行為が継続しているにもかかわらず、このような幫助者に対し、事後的に不法行為による損害賠償責任を認めるだけでは、権利者の保護に欠けるものというべきであり、また、そのように解しても著作物の利用に関わる第三者一般に不測の損害を与えるおそれもないからである」として、著作権の物権的性質に根拠が求められた⁽²⁷⁾。そして具体的には、〔1〕リース業者が店舗において演奏・上映行為に必要な不可欠なカラオケ装置を提供していること、〔2〕リース業者がリース契約締結時において著作物使用許諾契約の締結または申込みの有無について確認義務を怠り、さらに著作権侵害行為の存在を知りながら、契約を解除してカラオケ装置の停止・引き揚げの措置をとるべき条理上の注意義務に反して放置しているものであること、〔3〕リース業者がカラオケ装置について、作動可能にするか作動不能にするかを定める制御手段を有していること、〔4〕リース業者が得るリース料は著作物利用行為と密接な結び付きがあり、著作権侵害行為の侵害主体に準じる立場にあると評価できる幫助行為を行っており、かつ、当該幫助行為を中止することにより著作権侵害状態を除去できる立場にあるというべきであるから、著作権法 112 条 1 項の「著作権を侵害する者又は侵害するおそれのある者」に当たるとした。

同じ知的財産権に関するものであっても、差止請求権につき特に間接侵害

に関する規定を措く特許法に比較すると、そのような規定のない著作権法において間接侵害者に対する差止請求権を認めうるのかは非常に重要な問題であるが、裁判所は、「特許法における間接侵害の規定は、直接的な侵害行為がされているか否かにかかわらず侵害行為とみなすものであるところ、…著作権法 112 条 1 項の差止請求の対象に含めるべきであるとする行為は、現に著作権侵害が行われている場合において、その侵害行為に対する支配・管理の程度等に照らして侵害主体に準じる者と評価できるような幫助行為であるから、特許法上の間接侵害に当たる行為とその適用場面を同一にするものではない」とし、具体的には、「Y は本件各店舗のカラオケ装置の作動を停止させる措置として、通信回線を経由して一定の信号を送信することにより楽曲データの使用を不能にさせるという容易な方法を採用するのであり、上記のように Y に侵害停止義務を認めたとしても、Y に過大な負担を負わせるものではない」として、リース業者に対する差止めを認めた。さらに、そのような差止請求をする際に、第一義的に直接侵害者に該当するカラオケ利用店舗に対する請求権行使を要するか否かについて、「X において、本件各店舗の経営者を相手にして個別に著作権侵害行為の差止めを請求することは可能であるが、それをしないで幫助者である Y に差止めを求めることが許されないとする理由はない」と述べて、これを否定した。

学説上、物権的請求権の本質が、権利の妨害からの回復あるいは権利が妨害される蓋然性が高いときの防止による権利の円満な状態を保持にあり、請求の相手方の行為の内容・性質や利益の取受は問わないものであるという前提のもとで、著作権侵害についても、損害賠償責任における主体性の問題とは異なり、差止めについては侵害状態の作出者が幫助者か否かとは無関係に、権利の円満な状態の回復が目的であるとして、ヒットワン事件判決を支持する見解もある⁽²⁸⁾。

確かに著作権法 112 条の差止請求権は、準物権とされる著作権に関して物

権的請求権を明文化したものと考えることができるが、民法上の物権的請求権自体が明文規定ではなく、幫助者に対しても物権的請求権に基づいた妨害排除請求ができるか否かは明らかではない。物権そのものを対象とするものではない著作権法が請求の相手方を「侵害する者又は侵害するおそれのある者」と明言している以上、直接侵害者および直接侵害のおそれのある者と解すべきではないだろうか⁽²⁹⁾。

また、判決は、特許法との対比において、特許法は直接侵害行為が存在しない場合であっても間接侵害とみなす場合を条文上明記していることにより、著作権法と軌を一にしない旨述べているが、特許法において直接侵害が存在しなくても101条を適用しうるとの解釈から、当然に101条所定以外の幫助行為一般には差止めを認めないとの解釈が導かれるわけではない。だとすれば、やはり明文上の間接侵害規定を持たない著作権法において、間接侵害行為に対する差止請求が認められるためには細心の注意が払われなければならない。現行法の下において、間接侵害者に対する差止請求が認められるためには、直接侵害者の特定が困難である場合であって、しかし、実効性確保のために差止請求の必要性がある場合などにつき、要件が明確にされる必要がある。

確かに、いわゆるカラオケボックスのように「カラオケ営業」を看板にうたっている店舗の数よりも、そのような表記をせずにカラオケ機器を備えている零細なスナックは数限りなく存在することが考えられ、従前のようにそれを一軒一軒回って、侵害行為の有無の確認と、侵害が行われている場合に利用許諾契約の交渉をしていく作業は大変な手間と時間の掛かるものであることは想像に難くない。さらに、そのような店舗には暴力団が関わっていることが多く、よりいっそう契約交渉上の困難を負っていると聞く。このような状況下にあつて、現在の技術の進歩を勘案すれば、著作権を実効性あらしめるためには、使用禁止措置を執りうるリース業者を相手として差止請求権を

認める必要性も否定できない。しかし、リース業者を介して無許諾利用店舗を特定すること自体は困難とは言えないのであるから、まず直接侵害行為を行っている店舗を相手取って差止請求をするべきであり、ヒットワン事件のように直接侵害者であるカラオケ装置利用店舗に対する差止請求なしに、補助者たるリース業者への差止請求が認められるべきではないであろう⁽³⁰⁾。

2) 「カラオケ理論」の拡大と間接侵害責任

これまで述べてきた「カラオケ理論」およびリース業者の間接責任を含む概念を、それぞれ「侵害擬制説」、「差止拡大説」と称して、その性質と裁判例との関係につき詳述する論考も現れている⁽³¹⁾。これによれば、侵害擬制説は物理的な著作物利用者以外の著作権利用に関する決定権限者に対して差止を認めなければ、紛争解決の実効性を確保できない類型であり、管理性と利益性の要件のうち利益性は不要であるとする。他方、差止拡大説は物理的な著作物の利用を誘発する手段が物理的利用者以外のものに管理されているために、この管理者に対する差止を認めなければ紛争の実効的解決を図ることができない類型であるとする。そして差止請求は、物理的な利用を誘発する手段が「にのみ」型に限るべきであり、「汎用型」に関しては直接の利用者に対する差止をもって対処するべきであると述べる⁽³²⁾。しかし、ファイルログ事件⁽³³⁾のように、「MP3ファイルのみ送受信可能」であるか否かが問題であれば、全て汎用性を持たせてしまえばよいことになる。実際、ファイル交換ソフトに関してはMP3に限らず様々な種類のファイルを送受信できるものが存在し、また現在の通信カラオケ装置はゲームや占いといったカラオケ以外の機能を備えているものが多く、さらなる汎用性を持たせることが十分に可能であることも前述の通りである。ファイルログ事件においては、要件として適当か否かは別として、送受信されているもののほとんどがJAS-RACの管理著作物の音楽ファイルの送受信であったという「事実」も重要

だったのであり、また、中央サーバを持たないファイル交換ソフトについては誰が「管理者」なのかという点が問題であることを勘案すると、結局のところ、真正の直接侵害者が存在するか否かに帰結せざるを得ないようにも思われる。カラオケそのものに関しては、附則 14 条の廃止により、店舗の再生行為が名実ともに直接侵害行為となったからこそ、リース業者の間接侵害を問う余地を認めうるが、「カラオケ理論」のような擬制的直接侵害責任は、その妥当性を改めて検討し直す時期に来ているのではないだろうか。

3. リース業全体への波及可能性

以上、カラオケを巡る議論を中心に据えてリース業者の著作権間接侵害責任について論じてきたが、差止請求についてはともかくとして、損害賠償請求については必ずしも著作権法プロパーの問題であるとは言えない。もっとも、「カラオケ装置は、違法性阻却事由である許諾がない限り、その使用によってほとんど常に著作権侵害が生じる、専ら侵害の行為に供する装置という意味での特殊性がある。したがって、例えば、コピー機のように、著作権侵害を生じない態様の使用方法がある装置に関しては、リース契約の相手方の中に著作権侵害を行う者があったとしても、リース業者において、具体的に著作権侵害に使用されることを認識しているのでない限り、予見可能性も、結果回避可能性も認めがたく、リース業者の幫助による損害賠償責任を認めることにはつながらない」という見解は確かに首肯しうるものである⁽³⁴⁾。

しかしながら、前述の通り、必ずしも「汎用性」があるか否かが重要なのではなく、現実の利用態様において「専用性」が見いだされる場合に責任を負う可能性があるといえ、そのようなリース物件が今後現れないとも限らず、あるいは既に汎用性あるものとして取引していた物件が実質上専用性を有するようになった場合にも責任を負うか否かを検討することは全く無意味であるとも言えまい。

だとすると、上述した損害賠償責任の根拠を一般化して、①他人の権利を侵害する蓋然性の高さ、②違法性の重大さ、③リース業者の営利性、④一般的な侵害発生の予見可能性、⑤リース業者による結果回避可能性に基づき、リース業者は注意義務を負う可能性があるといえる。この場合、①および④は現実にその物件がどのような使用をされているかという事実から判断せざるを得ず、また被侵害法益は著作権に限らない。そして、そのような場合に、(1)リース契約締結時の告知義務(2)装置引渡時における確認義務を負うものであり、引渡後の随時確認義務までは負わないものの、許諾契約を更新しないなどの事情により、無許諾状態に陥っていることを知った場合には、契約締結の告知及び契約を締結しない場合の機器引き揚げ義務を負うと考えられる。この確認義務はリース物件の本来の性質ではなく、現実の「専用性」から導かれるから、そのような「専用性」の存在を知らなかった場合には義務を負わないと考えるのが妥当であり、そうであれば、引渡後に「専用性」の存在について悪意に陥った場合には、その時点で確認義務を負うと考えるべきであろう。

しかし、この「専用性」の有無自体は、いつ、誰が判断するのだろうか。やはり、そもそもそのように曖昧な「専用性」にしたがって責任を負わしむるというのは妥当ではない。リース物品如何に関わらず、リース業者に直接侵害責任を負わせるには、個別具体的な直接侵害行為発生の予見可能性を問わなければ妥当とはいえないのではないだろうか。

-
- (1) 最三小判（昭59(オ)1204号）昭和63年3月15日、民集42巻3号199頁、裁判所時報981号1頁、判タ663号95頁、金商810号34頁。
 - (2) 知裁集30巻3号478頁、判時1654号34頁、判タ984号259頁。
 - (3) しかし、管理性の度合いが低い場合にまで「カラオケ理論」を援用するのは抑制的すぎるであろう。拙稿・発明95巻10号103頁。
 - (4) 名古屋地判（平13(ワ)3152号）平成13年10月1日〔判例集未登載〕、名古屋高判（平13(ネ)885号）平成14年6月27日〔判例集未登載〕等。従前の判例との整

合性から、「カラオケ理論」を援用し、演奏権の対象としていると思われる。
また、JASRACの使用料規程においても、依然として歌唱による演奏は別途徴収の対象である。

- (5) 知裁集29巻1号230頁、判時1516号116頁、判タ867号231頁。
- (6) 判時1624号131頁、知裁集29巻1号213頁。
- (7) 民集55巻2号247頁、判タ1067号252頁。
- (8) 最二小判(平12(受)222)平成13年3月2日(ビデオメイツ事件最高裁判決)民集55巻2号185頁、裁判所時報1287号3頁、判時1744号108頁、判タ1058号107頁、金法1613号79頁、金商1120号3頁。
- (9) 判時1842号120頁、判タ1124号285頁。
- (10) 全国カラオケ事業者協会 (<http://www.japan-karaoke.com/>) 「カラオケ白書2004」によると、現在、ハードについては通信カラオケが99%のシェアを占め、その出荷のうち約44%をディーラーへの卸が占めている。JASRACの調査により、酒場市場におけるカラオケ稼働台数は約23万2千台、カラオケボックス市場での台数は約13万5400台(カラオケボックス施設数は1万480店)である。
- (11) 民集55巻2号185頁、裁判所時報1287号3頁、判時1744号108頁、判タ1058号107頁、金法1613号79頁、金商1120号3頁。
- (12) 民集55巻2号266頁。
- (13) 第一審である大地判(昭63(ワ)6200)平成6年3月17日(知裁集29巻1号230頁、判時1516号116頁、判タ867号231頁)では、リース業者の注意義務として、①リース契約締結時における周知徹底義務、②既にリース契約中の者につき契約締結調査確認義務、③未だ許諾契約締結に至っていない場合、指示指導義務、④もしその指示指導に右経営者が従わないときは、契約解除・リース物件引き上げ義務(リース物件を使用して現に犯罪行為をしているのであるから、条理上当然にリース契約を解除することができるとの解釈による)が挙げられていた。第一審判決は、問題となっているリース契約締結後にカラオケ店舗を著作権侵害者とするキャッツアイ事件が出されたことをうけて、キャッツアイ事件以前にリース契約を締結していた店舗に対して、具体的な注意義務を課すものとして②・③・④の注意義務が上げられている点で、控訴審判決と異なっている。
- (14) 大瀬戸・平成13年重判291頁も同旨。「リース業者の注意義務の根拠を判旨のいうような「条理」に求めるときは、引渡後の注意義務まで肯定する方が論理としては一貫するように思われる。そのような結果は妥当でないとするなら、判旨の立論そのものに問題があるということになるであろう」と述べる。
- (15) 辰巳・判評516号34頁(判時1767号180頁)。ただし、個別具体的な侵害の蓋

然性のある場合はこの限りでない。

- (16) 高部・最高裁判所判例解説54巻11号204頁。
- (17) ただし、田村・NBL694号17頁は、ビデオメイツ事件控訴審判決の評釈において、事件当時統計的にみてリース契約の相手方が著作権を侵害する可能性があることを認識していたか、認識し得たと評価すべきであると指摘している。
- (18) 上野・コピーライト491号37頁も「締結率の現実的な変化によっては注意義務の内容が変わってくる可能性も否定できないであろう」と指摘する。実際、締結率はその後上昇している。
- (19) 東地判（平11(ワ)7015）平成11年5月10日（判例集未掲載）、大地判（昭63(ワ)6200）平成6年3月17日「魅留来」事件第一審判決（知裁集29巻1号230頁、判時1516号116頁、判タ867号231頁）、大高判（平6(ネ)841）平成9年2月27日「魅留来」事件控訴審判決（判時1624号131頁、知裁集29巻1号213頁）、水戸地判（平9(ワ)106）平成11年4月14日ビデオメイツ事件第一審判決（民集55巻2号247頁、判タ1067号252頁）。
- (20) 齊藤・判評548号46頁（判時1864号224頁）。
- (21) 辰巳・判評516号34頁（判時1767号180頁）。また、魅留来事件に関しては、山口・判評438号69頁（判時1531号215頁）は、民法719条1項による共同不法行為責任を負うものと述べる。。
- (22) 辰巳・判評516号32頁（判時1767号178頁）。
- (23) 五味・著作権研究22巻150-151頁。
- (24) 無体集2巻1号252頁。
- (25) もっとも、高部・最高裁判所判例解説54巻11号198頁によれば、JASRACとカラオケ事業者協会との間において、リース業者に対しては損害賠償請求をしない旨の合意があったという。ただし、協会に加入していない事業者についてはこの限りでないであろう。
- (26) 判時1842号120頁、判タ1124号285頁。
- (27) 東地判（平11(ワ)7015）平成11年5月10日〔判例集未掲載〕も著作権法112条1項の適用を認めるがその理由は明らかにされていない。
- (28) 齊藤・判評548号47頁。
- (29) 高部・AIPPI49巻4号12頁は、間接侵害者であっても責任を負わせるべき場合があるが、本来的には立法によって解決すべきであるとする。なお、間接侵害規定導入の必要性について、2003年に文化審議会著作権分科会司法救済制度小委員会においても議論がなされている（[http://mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/012/03092901.htm]）。しかし、意見がまとまらず、立法には至っていない。
- (30) 東地判（平15(ワ)15526）平成16年3月11日（2ちゃんねる事件）〔判例集未

登載] も、著作権法112条に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当であると判示する。

- (31) 佐藤・知的財産法政策学研究2号78頁。
- (32) 佐藤・知的財産法政策学研究2号83-84頁。
- (33) 東地判（平14(ワ)4237）平成15年1月29日。
- (34) 高部・最高裁判所判例解説54巻11号205頁。上野・コピーライト491号37頁も同旨。